

中小規模事業場労働安全衛生評価事業

愛称：JISHA グッド・セーフティ・カンパニー

略称：GSC



当協会では、安全衛生の向上を目指す中小規模事業場の安全衛生活動を支援し、自らが設定した目標を達成できる企業力の強化と蓄積を後押しするため、基本的な安全衛生活動とそれを継続するための基盤ができ上がっていることを評価する「中小規模事業場労働安全衛生評価事業」を実施しています。

中小規模事業場労働安全衛生評価事業は、労働安全衛生マネジメントシステムの構築および運用するための人的、労力的負担の少ない簡易な評価制度として生まれました。

評価項目（GSC中小評価事業評価項目）

次の10の【必須項目】で評価を行います。

このほか、主な安全衛生活動である【レベル評価項目】でレベル評価も併せて行います。

<必須項目>

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
2. 安全衛生管理体制の整備
3. 労働安全衛生法の遵守
4. リスクアセスメントの実施
及びリスク低減措置の決定等
5. 安全衛生活動の実施状況
6. 緊急事態への対応
7. 労働災害発生原因の調査等
8. 経営トップによる見直し
9. 安全衛生活動の記録
10. 労働安全衛生管理活動の運用による効果

詳細な
評価項目例
(一部)

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明

- (1) 経営トップが、従業員に対し、安全衛生方針（経営トップ自らの安全衛生の基本的な考え方をいう。以下同じ。）を署名入り文書で作成していること。
- (2) 安全衛生方針に、次の事項が含まれていること。
ア 労働災害の発生防止をするという決意
イ リスクアセスメント、危険予知活動、5S（2S、3S、4Sも可。以下同じ。）活動をはじめとする安全衛生活動を進めること。
ウ 経営トップ以下従業員参加で安全衛生活動を実施すること。
- (3) 安全衛生方針は、配布、掲示、電子メール等の方法により従業員に周知されていること。

2. 安全衛生管理体制の整備

- (1) 労働安全衛生法の規定に基づく法定の管理者等（例：安全管理者、衛生管理者、産業医など）を選任していること。
- (2) 安全衛生（衛生）委員会が設置され、毎月開催されていること。

3. 労働安全衛生法の遵守

労働安全衛生法令に基づき実施すべき事項が実施されていること。

続きはホームページをご覧ください

中災防 GSC

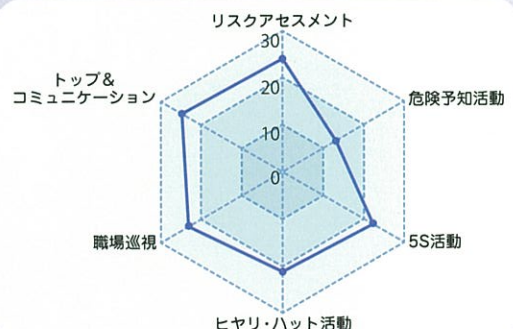


<レベル評価項目>

上記の必須項目を満たした上で、次の安全衛生活動のレベルを評価できる基準項目の達成度合いにより、事業場の労働安全衛生レベルを評価します。

- リスクアセスメント
- 危険予知活動
- 5S活動
- ヒヤリ・ハット活動
- 職場巡視
- トップ&コミュニケーション

レベル評価の結果



申込みから登録・有効期限について

初
回
評
価

Step1 申込み

「申込書」を当協会へ送付します

当協会から「請書」、「調査用資料一式」、「チェックリスト」を送付します

Step2 自己評価

「チェックリスト」に基づき、自らの事業場を自己評価します

その結果を当協会に送付します

Step3 一次評価

当協会の専門家が次の実地調査に一日お伺いします

- トップインタビュー
- 担当部門へのヒアリング
- 書面調査
- 現場確認

Step4 二次評価

当協会に設置した委員会で改めて判定を行います

オプション（初回評価のみ利用可能）… お申し込みから定期調査までの期間内、ご希望

◇ 自己評価前に…評価の実施に向けた事前指導

◇ 登録後に…定期調査までの

◇ 一次評価後に…評価途中での改善のための指導

中央労働災害防止協会が評価します。

💡 メリット

本事業により評価を得ることで、次のメリットがあります

- 企業イメージの向上
と社会的な認知

- 登録証の付与および当協会ホームページへの掲載
 - 労働局・労働基準監督署（所在地において）に登録のお知らせをし、情報を共有します。
 - 安全衛生活動の積極的な取組が社会的に認知され、企業のイメージ（社会的責任）が向上
- 社員の意識の向上

- 社会的に認知され、社員の安全衛生の意識などが向上
- 知識・ノウハウ
の習得

- 報告書には、評価項目ごとに専門家によるコメントとアドバイスが記載され、レベルアップが図れます。
- 特典をもらう

- 特典を得ることができます。詳しくは、裏面を参照ください。

¥ 料 金

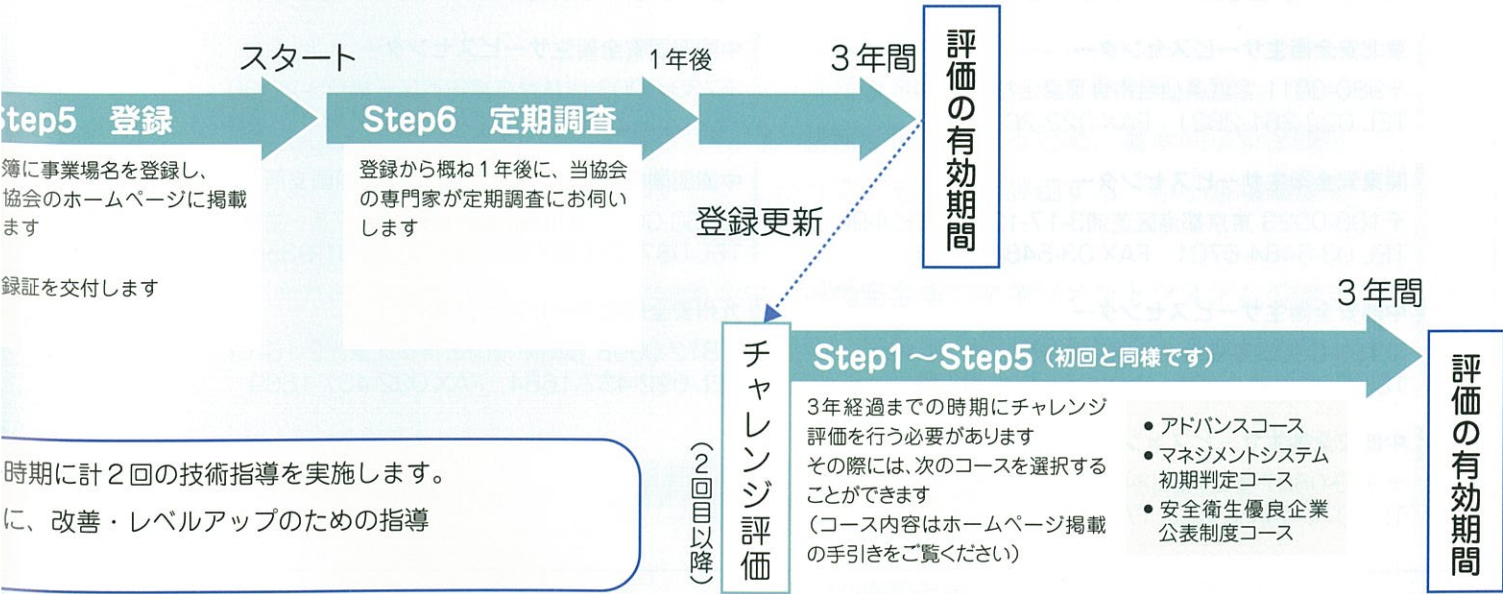
（いずれも消費税 8 % を含む）

コース	各段階	賛助会員	一 般
基 本	一次評価	232,200 円	259,200 円
	登録料	10,800 円	10,800 円
	定期調査	48,600 円	54,000 円
	計	291,600 円	324,000 円
オプション	+技術指導 2 回	97,200 円	108,000 円
	計	388,800 円	432,000 円

※専門家の旅費が別途必要です。
※初年度は「一次評価」「登録料」を請求し、概ね 1 年後に「定期調査」代を請求します。「技術指導」はその都度です。

👤 申込み単位

従業員数が 300 人以下の事業場が対象です。
企業が大企業・中小企業であるかは問いません。





特 典

1 複数事業場申込みへの料金割引（おまとめ割）

1 社から複数の事業場をまとめてお申込みをすると、正規料金の 10%割引でご利用いただけます。

2 全国産業安全衛生大会へのご招待

当協会が毎年秋に開催する「全国産業安全衛生大会」では、講演やシンポジウム、企業の事例発表などが 3 日間にわたって行われ、安全衛生に関する知識・見聞をさらに広めることができます。

平成 27 年度から、新たにお申込みの事業場には、2 名様をその大会への参加券の配布にてご招待します。

3 厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」との連携

厚生労働省は、平成 27 年 6 月より「安全衛生優良企業公表制度」を開始しています。その制度での評価に当たっては、中小規模事業場労働安全衛生評価事業の評価項目と重複するものについて、満たすものとして取り扱われます。

本制度は、企業単位です。一方、中小規模事業場労働安全衛生評価事業は、事業場単位です。複数事業場をお持ちの企業の方は、対象となる事業場にこの事業を導入し、安全衛生活動のレベルアップを促進させるために、ご利用ください。

|| お問合せ

中央労働災害防止協会 技術支援部 マネジメントシステム推進センター

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL.03-3452-6376 FAX.03-5445-1774

E-mail: ms@jisha.or.jp

|| お申込み先

北海道安全衛生サービスセンター

〒064-0919 北海道札幌市中央区南19条西9丁目2-25
TEL.011-512-2031 FAX.011-512-9612

東北安全衛生サービスセンター

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-3-34
TEL.022-261-2821 FAX.022-261-2826

関東安全衛生サービスセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦3-17-12 吾妻ビル9F
TEL.03-5484-6701 FAX.03-5484-6704

中部安全衛生サービスセンター

〒456-0035 愛知県名古屋市熱田区白鳥1-4-19
TEL.052-682-1731 FAX.052-682-6209

中部安全衛生サービスセンター北陸支所

〒930-0857 富山県富山市奥田新町8-1ボルファートとやま9F
TEL.076-441-6420 FAX.076-441-4641

近畿安全衛生サービスセンター

〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀2-3-8
TEL.06-6448-3450 FAX.06-6448-3477

中国四国安全衛生サービスセンター

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町3-25-30
TEL.082-238-4707 FAX.082-238-4716

中国四国安全衛生サービスセンター四国支所

〒760-0017 香川県高松市番町3-3-17第一讃機ビル2F北側
TEL.087-861-8999 FAX.087-831-9358

九州安全衛生サービスセンター

〒812-0008 福岡県福岡市博多区東光2-16-14
TEL.092-437-1664 FAX.092-437-1669